

令和元年度福岡県介護ロボット導入支援事業実施要領

令和元年度「福岡県介護ロボット導入支援事業（以下「事業」という。）」を、この要領に基づき実施する。

1 事業の目的

新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備に有効であるものの、介護ロボットは市場化されて間もない状況で価格が高額である。このような状況を踏まえ、その普及促進策として、介護へのロボット導入に対して補助を行うもの。

2 事業概要

福岡県内の介護事業者が介護ロボットを導入する際にかかる経費の一部を補助する。

(1) 補助対象者

福岡県内に立地している介護保険事業所のうち、次のすべてに該当するもの。

- ① 福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金の交付申請をし、交付決定の日から令和2年3月31日の間に補助対象機器を購入するもの（ただし、令和2年3月31日までに支払を終えること。）。
- ② 導入対象施設において、自らが使用するために購入したもの
- ③ 対象機器の導入効果について展開し、普及に努めるもの
- ④ 暴力団員でないもの、また暴力団員と密接な関係を有する者でないもの

(2) 補助対象機器

介護ロボットの導入にあたっては特に安全性に配慮する必要がある。このため、補助対象となる機器については、当面の間、国、都道府県その他公的機関が実施する、介護ロボットに係る補助金その他の公的事业において導入実績のある機器や、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化などに有効であると示されて機器とする。具体的には、福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱第4条に定める機器のうち、次の①から③の全ての要件を満たす介護ロボットであることとする。

① 目的要件

日常生活支援における、(i)移乗介護、(ii)移動支援、(iii)排泄支援、(iv)見守り・コミュニケーション、(v)入浴支援、(vi)介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

② 技術的要件

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ・ 経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット、又は公益財団法人テクノエイド協会が実施する介護ロボットに係る事業において導入効果が示された介護ロボット
- ・ 「福岡県ロボット・システム産業振興会議」、又は「ふくおか医療福祉関連機器開発・実証ネットワーク」のいずれかの会員である県内企業が開発、製造した介護ロボット
- ・ ロボット技術（*）を活用して従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

* センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析

し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット

③ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(3) 補助対象経費

補助対象者が介護・生活支援ロボットの購入に要する経費とする。ただし、設置工事費、保険料及び消費税は除く。

(4) 補助金の交付額等

① 補助額

機器1台あたり補助対象経費の1/2以内、30万円を上限とし、千円未満は切り捨てとする。

② 一回当たりの限度台数

- ・ 施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数（小数点以下切上げ）を限度台数とする。
- ・ 在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数（小数点以下切上げ）を限度台数とする。

③ 介護ロボット導入計画との関係

一計画につき、一回の補助とする。

(5) 事業規模

令和元年度予算額の範囲内とする。

3 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守ること。

- (1) 介護ロボット普及のため、県や他事業所に対して、導入した介護ロボットに関する情報（導入効果等）の提供に協力すること。
- (2) 補助事業の内容、経費の配分または執行計画の変更（軽微な変更を除く）をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- (6) 補助事業を完了した場合は、補助事業を完了した日から起算して1月を経過した日または翌年度4月10日までのいずれか早い日までに補助金交付実績報告書を県に提出すること。
- (7) 補助事業により取得した機器等の財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって効果的運用を図ること。また、補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、担保、廃棄してはならない。

4 申請手続等

(1) 申請受付期間

令和元年6月11日～令和元年8月30日（当日消印有効）

(2) 提出書類

- ① 別紙「福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱」を参照。
 - ※ 別紙要綱に規定する書類に加えて、上記「2 事業概要(2) 補助対象機器」に該当することを示す資料として、国、都道府県その他公的機関が実施する介護ロボットに係る公的事業における導入実績が分かる書類を必ず添付すること。
 - ※ このほか、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
 - ※ 一度提出された書類は返却しない。
- ② 提出方法
書類の提出は、持参又は郵送により行うこと。郵送の場合は、封筒の表に「福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金」と朱書きすること。

5 申請採択の選定基準

募集期間内に受け付けた案件について、「福岡県介護ロボット導入支援事業申請案件選定委員会」にて、採択の可否、優先順位及び申請一件あたりの補助限度台数を決定する。

優先順位については次に挙げる事項を考慮し選定する。

- (1) 過去の本補助金又は厚生労働省の地域介護・福祉空間整備推進交付金による市町村の補助金のいずれかを受けていないもの
- (2) 「福岡県ロボット・システム産業振興会議」、又は「ふくおか医療福祉関連機器開発実証ネットワーク」のいずれかの会員である県内企業が開発、製造した介護ロボットであるもの
- (3) 様式1-3(事業計画書)の記載内容から、導入効果が高いと認められるもの。
- (4) 昨年度申請をしており、要件を満たしていたものの、選定の結果不採択となったもの

6 申請・問い合わせ先

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7(福岡県庁 北棟2階)
担当：三好 TEL：092(643)3327、FAX：092(643)3253